

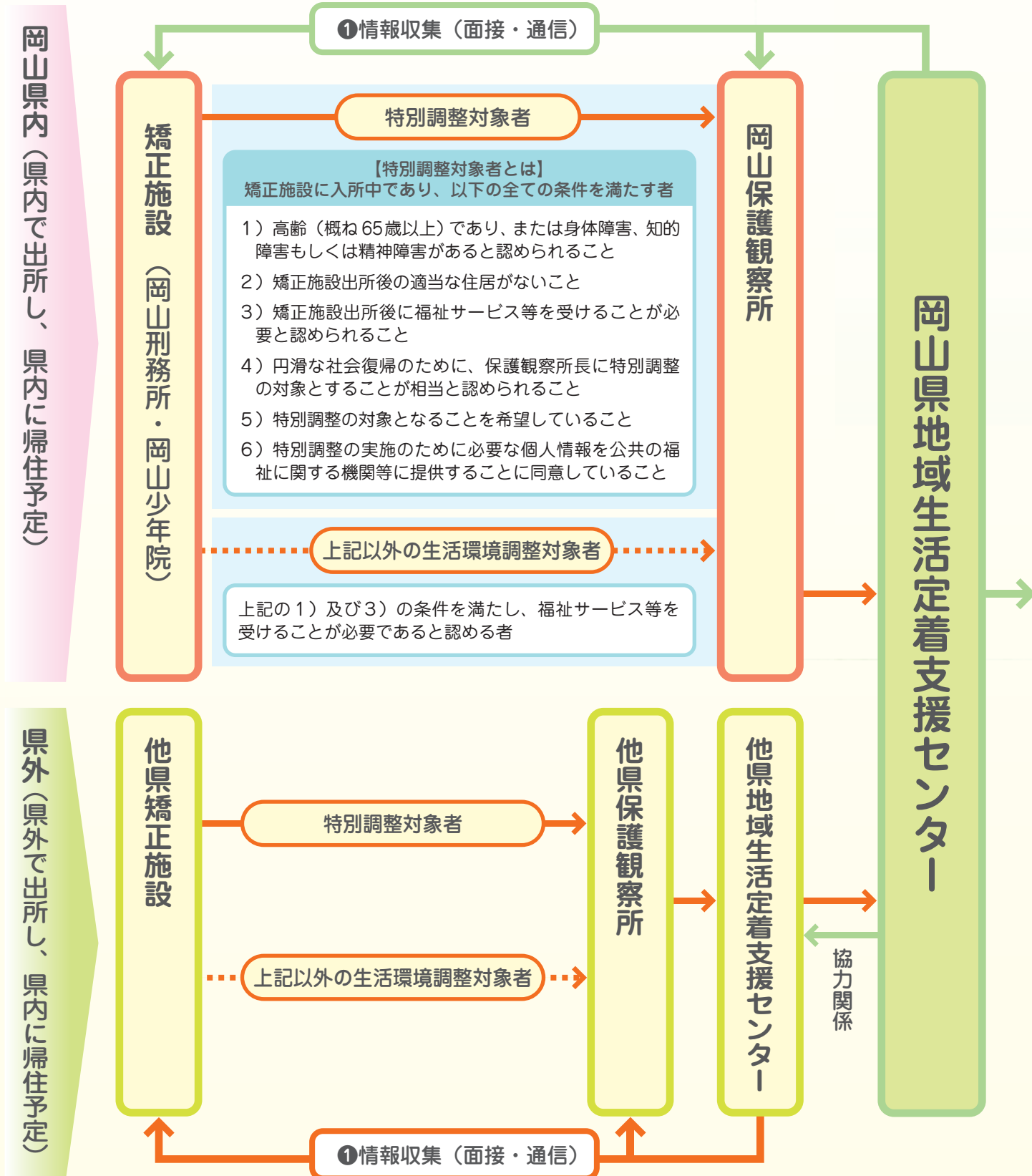
岡山県
地域生活定着支援センター

地域での再出発を支える

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

支援の流れ

高齢または障害があるため福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者について、保護観察所と協働して、出所後、地域の中で安定した暮らしができるよう生活環境を調整していきます。



② ニーズの把握

面接等を通じて、対象者の生活の希望や福祉的ニーズを把握

③ 援護の実施の検討

住民票の所在地等を確認しながら、援護の実施市町村（居住地）を検討

④ 福祉的手立ての検討

「福祉サービス等調整計画」の作成、ニーズに繋がる資源の調整・発掘

主な福祉の手立て

【高齢者福祉】

◎介護保険の利用申請

- 受け皿 ●養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 介護保険施設 等

- 連携 ●行政・福祉事務所
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所 等

【障害者福祉】

- ◎障害者手帳の申請
- ◎障害基礎年金の申請
- ◎障害福祉サービスの利用申請

- 受け皿 ●施設入所支援
- グループホーム・ケアホーム
- 日中活動支援事業所 等

- 連携 ●行政・福祉事務所
- 相談支援事業所
- 就業・生活支援センター 等

【生活保護】

◎生活保護の申請

- 受け皿 ●救護施設 等

- 連携 ●行政・福祉事務所 等

【一時保護】

- 受け皿 ●連携

- 更生保護施設→「保護カード」の活用
- 女性相談所
- シェルター機能を有する民間施設 等

（満期出所・仮出所）

⑤ サービスの利用開始（出所時等）

矯正施設からサービス利用事業所等への引き継ぎ

⑥ フォローアップ

利用開始後の対象者の状況確認、バックアップ体制の構築

障がい者福祉施設等における、罪を犯した方

Q1

特別な職員の配置は必要なのですか？

A 罪を犯した方の更生に向けた指導や訓練をお願いするものではありません。
本人の障がい特性や特徴を把握し、本人が暮らしやすく、生きやすくするために、どのような支援が必要かを見極め、支援いただければと考えており、障がい者支援の専門性が発揮されることを望んでいます。

そのため、本人に関する情報提供はもちろん、本センターを含め本人に関わる関係者と役割分担し、本人を支えるネットワークの構築により、不安も解消いただけるのではないのでしょうか。

Q2

他利用者への影響が心配ですが…

A 障がいの特性や罪を犯さざるを得なかった背景、要因について、本事業を通して事前にお伝えさせていただきます。それにより、個別の支援体制やプラン立案につながるものと考えます。

そのためにも、本センターではできる限りの情報をご提供し、本人へのアセスメントや面接、体験を重ねていただくことにより、心配を軽減できるのではないかと考えています。

Q3

職員の理解が得られない場合はどうすればよいのでしょうか？

A 矯正施設が福祉の代替施設となってしまう現状について、知っていただきたいと思います。

本センターからも事業概要はもとより、現状や支援についてのお話をさせていただきます。

また、情報だけでなく、ショートステイ等により受け入れし、アセスメントする中で、より本人の状況を知っていただくことによって、職員の理解につながるのではないのでしょうか。

の受け入れにあたって（Q&A）

Q4

何かあった場合、施設責任をどう考えればよいのですか？

A 罪を犯した方だけに限ったことではないと考えますが、本人に対するリスクを把握しておくことが重要になると思います。

施設の責任についても限界がおりと思いますので、家族の協力や本センター、各関係者との連携を密にさせていただくことがポイントになると思います。

Q5

対応する支援プログラムはあるのですか？

A 障がいの特性は十人十色で、一律な支援プログラムはありませんが、受入れ施設において個別に立てられています。

その際には、相談支援事業所によるサービス等利用計画や本センター、各関係者からの情報、施設体験等を通じて、立案されています。

Q6

罪を犯すような人を福祉で支援する必要があるのでしょうか？

A この事業の背景には、本来セーフティネットであるべきはずの福祉の支援がなされなかったために、必要な支援が受けられず、その結果、矯正施設が福祉の代替施設となってしまう人たちがいるという実態があります。

私たち福祉関係者は、これまでに福祉の支援がなされなかった人たちがいることを知り、その上できちんと手当てを行い、そうした人たちを迎え入れ、支えるための体制を整えなければなりません。

また、犯罪だけに目を向けるのではなく、その人が罪を犯さざるを得なかった背景やその人の生活歴などといった「その人自身」にまずは目を向けていくことが必要です。そうすると、おのずから福祉が支援をしていくことの必要性が理解できると思います。

（参照：山口県地域生活定着支援センター資料）

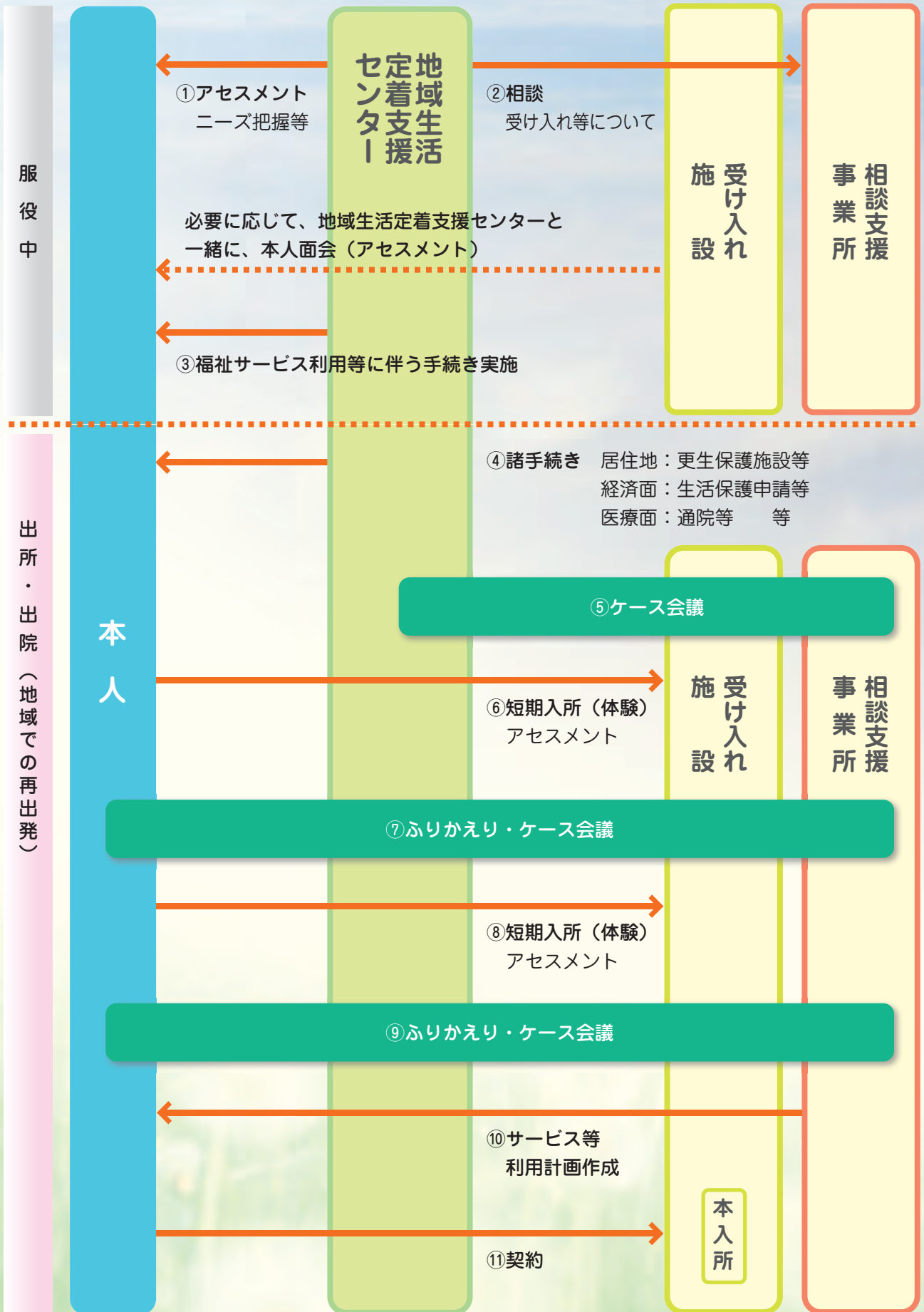
障がい者支援施設入所までの流れ（事例）

事例

21歳、男性。服役中に療育手帳取得（B・中度）。本人は、働きながら一人で生活していくことを希望されていたが、本人と関係者との話し合いを重ねながら、就業に向けた訓練をした後に一人で生活していくことに納得された。そのため、短期入所サービス利用により体験を行い、就労移行支援事業と施設入所のサービスを利用する方向となった。

1	アセスメント	・提供されている個人情報をもとに、本人の状況や生活歴、今後の生活について等の希望をうかがい、支援計画を立案します。
2	相談	・相談支援事業所や受け入れ施設へ、本人の情報や支援計画を提供し、受け入れに向けた相談を行います。
3	福祉サービス利用等に伴う手続き実施	・療育手帳等の取得や障害支援区分申請に向けた手続きを行います。 ・出所後すぐに住める場所を調整します。
4	諸手続き	・更生保護施設等の入所や生活保護受給手続き、通院等の同行、生活や福祉サービスの利用に向けたお手伝いを行います。
5	ケース会議	・関係者とともに、本人の情報交換や共有、今後の支援の方向性や福祉サービス利用に向けたケース会議を開催します。
6	短期入所(アセスメント)	・施設体験として短期入所で受け入れ、アセスメント実施。
7	ふりかえり・ケース会議	・本人も交え、関係者と一緒に短期入所における「ふりかえり」を行い、本人の思いや考えを把握します。 ・本人のふりかえりをふまえ、関係者と一緒にケース会議を行います。
8	短期入所(アセスメント)	・施設体験として土日も含めて短期入所で受け入れ、アセスメント。
9	ふりかえり・ケース会議	・本人も交え、関係者と一緒に短期入所における「ふりかえり」を行い、本人の思いや考えを把握します。 ・本人のふりかえりをふまえ、関係者と一緒にケース会議を行います。
10	サービス等利用計画作成	・短期入所の状況をふまえ、最終的な支援の方向性について、相談支援事業所からサービス等利用計画をもとに説明いただき、本人も含めて関係者で共有します。
11	契約	・本人と受け入れ施設において、サービス利用等の契約を締結します。

契約後は、引き続き、相談支援事業所、受け入れ施設、地域生活定着支援センター等とのネットワークをもちながら、定期的な訪問等によって本人状況等を把握し、必要に応じてケース会議を開催します。



主な業務内容

1 コーディネート業務

【対象者】

矯正施設出所予定の高齢者または障害のある方で出所後の自立生活に支援が必要な方
(特別調整対象者・環境調整対象者)

※保護観察所または他県地域生活定着支援センターからの依頼による。

【支援内容】

- 対象者との面接による福祉ニーズの把握
- 援護の実施(市町村)の調整
- 受入施設やサービス提供事業所のあっせん
- 福祉サービスの利用申請
- 障害者手帳の申請
- 生活保護・障害基礎年金等の申請 など

2 フォローアップ業務

【対象者】

①の対象者のうち矯正施設を出所後、センターの支援によって福祉施設や地域で生活されている方

【支援内容】

- 利用施設等訪問による生活状況の確認
- 地域の関係機関・関係者との連携によるバックアップ体制の調整
- ※必要期間での対応

3 相談支援業務

【対象者】

矯正施設を出所された高齢者や障害のある方
(①②の対象者だけに限らない)

【支援内容】

- 福祉サービス等の利用に関する助言またはその他必要な支援
- ※本人、家族、関係者からの相談を受け、必要に応じて対応

基本方針

- 1) 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2) 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、本人の福祉的ニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。また、継続的・計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 3) 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4) 業務の遂行にあたっては、常に公正・中立的な姿勢を保つことを心がけます。



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 岡山県地域生活定着支援センター

所在地 〒700-0807
岡山市北区南方2丁目13-1
総合福祉・ボランティア・NPO会館
(きらめきプラザ) 3階

連絡先 TEL 086-226-2840 FAX 086-226-3557
E-mail teichaku@fukushiokayama.or.jp

開所 月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15
※ただし、国民の祝日(休日含む。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。